

新京都府人権教育・啓発施策推進計画に関する府民調査の概要について

平成 22 年 11 月
人権啓発推進室

1 調査目的

「新京都府人権教育・啓発施策推進計画」策定後 5 年が経過したことから、折り返し点における同計画に基づく人権教育・啓発の取組の府民への効果の状況を把握し、今後の府における人権教育・啓発を推進するための参考資料とする。

2 調査手法等

- ・調査実施主体 京都府
- ・調査地域 京都府全域（全市町村）
- ・調査対象 京都府内在住の満 20 歳以上の府民
- ・調査対象者数 3,000 人
- ・標本抽出法 平成 22 年 10 月 1 日時点での満 20 歳以上の京都府人口（国勢調査）に基づき、3,000 人を男女比、年齢階層を考慮の上、全市町村に比例配分し、市町村ごとに無作為抽出
- ・抽出台帳 住民基本台帳、外国人登録原票
- ・調査方法 郵送による無記名アンケート形式（葉書による督促 1 回を含む。）
- ・調査時期 平成 23 年 6 月（調査票発送～回収 2～3 週間）

3 調査趣旨等

平成 13 年度実施の『「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」に関する調査』における調査項目と比較して、府民の人権意識の変化を把握するとともに、「人権が尊重される社会の実現」に向け、府民の身近な人権問題に対する考え方、感じ方と、効果的と考える人権教育・啓発方策等について探る。

4 スケジュール

○平成 22 年度

- ①調査対象（標本数）の決定
- ②調査項目・内容の決定
- ③調査票の作成

○平成 23 年度

- ①調査実施（調査票印刷、調査対象者抽出、発送、回収）
- ②集計・分析
- ③報告、報告書の作成、配布

府民調査 調査項目・内容について

平成22年11月24日

第1 基本的な考え方について

- ・府民の人権意識の状況について、基本的な事項については平成13年度調査との比較ができるように項目を設定する。(継続項目)
- ・新京都府人権教育・啓発推進計画策定後の取組の府民への効果度等を把握するための項目を新規に設定する。(新規項目)
- ・回答者の負担を考慮し、調査ボリュームが平成13年度調査と比較して大きくなり過ぎないようにするとともに回答を得やすい設問、回答方式になるように作成する。

(要検討項目)

属性として男女の性別を把握するか。

一般的に人権意識調査においても男女の属性を把握されているが、性同一性障害に係る問題を考慮するときになお性別を把握する必要があるか。

第2 主な調査項目・内容について

(新規項目)

1 (人権尊重に関する考え)

新京都府人権教育・啓発推進計画策定後、人権について自分自身にも関わりのある問題であるということの啓発を進めてきているが、そうした取組の効果を測る項目として、「人権」についての認識度を問う項目を設定する。

2 (人権相談窓口の認知度)

国や市町村等と連携して人権相談の充実を図ることにしその窓口の周知に努めているが、そうした取組の効果を測る項目として、身近な人権相談窓口の認知度合を把握するための項目を設定する。

3 (身近な人権問題に関する考え方)

人権の尊重や侵害についてはいろいろと考え方の分かれるところであり、そうした中で人権意識の現状、高揚の状況を把握するため、新規に、女性、子ども、障害のある人、高齢者や外国人の人権問題等の身近な人権問題について利益の対立する場面を取り上げ、それに対する考え方を問う項目を設定する。

4 (近年の人権課題への対応)

近年の人権課題に係る府民の意識の状況を把握するため、最も顕著な「インターネットによる人権侵害」を取り上げ、それへの対応を問う項目を設定する。

5 (人権問題解決のための方策に係る項目)

人権問題解決のための方策に係る項目として、府民が人権問題の理解に役立つものは何と考えているかを把握するため「効果的な人権啓発手法」を問う項目を継続して設定するほか、新規に NPO 法人等身近なところで「人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い」の状況を把握するとともに、「人権が尊重される社会づくりに何が必要と考えるか」を把握する項目を設定する。

(継続項目)

6 (人権尊重の感じ方) ⑬-3, 13

人権教育・啓発施策推進の総括的な成果指標として、「人権が尊重されていると感じる人の状況」を把握する項目を設定する。

7 (人権侵害された経験の有無・内容・対応) ⑬-7, 11, 12

人権侵害の体験状況と体験したときの実際の対応状況を把握する項目として、自己の人権侵害体験の有無と、有りの場合のその内容、実際の対応を問う項目を設定する。

8 (差別に対する考え方) ⑬-4

人権意識(差別感)の状況の経年変化を把握するため、差別に対する考え方を問う項目を設定する。

9 (風習等に対する考え方) ⑬-8

差別意識を基礎づけているともいえる非科学的な風習等に対する意識の経年変化を把握するため、風習等に対する考え方を問う項目を設定する。

10 (同和地区出身者との結婚について) ⑬-9

同和問題に係る意識の経年変化を把握するため、結婚に際しての考え方を問う項目を設定する。

11 (能力等以外の事柄を採用選考の判断材料とすることについて) ⑬-10

公正採用に係る意識の経年変化を把握するため、企業の採用選考における能力等以外の事柄を判断材料とすることについての考え方を問う項目を設定する。

12 (人権研修等への参加状況等) ⑬-14, 15

人権問題解決のための方策を把握するため、「人権研修等への参加状況」とともに、「啓発事業参加後の人権問題に関する理解の変化」状況を問う項目を設定する。

人権に関する府民調査項目等の比較

実施主体	京都府	京都府
調査名	「人権教育のための国連10年京都府行動計画」に関する調査	「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査（仮称）
調査年度	H13	H23
調査手法	郵送法	郵送法
調査標本数	京都市を除く 1500	京都市、外国籍府民を含む 3000
有効回答率	52.7	
調査項目	人権問題について	人権について
		人権尊重に関する考え 新
13 人権尊重度合い		人権尊重度合い 継
3 人権尊重度合い（人権課題ごと）		人権尊重度合い（人権課題ごと） 継
		人権相談窓口の認知度合い 新
11 人権侵害された経験の有無		人権侵害された経験の有無 継
12 経験した人権侵害の内容		経験した人権侵害の内容 継
7 人権侵害に対する対応		人権侵害に対する対応 継
		人権問題について
1 人権課題に関する関心度		
2 1以外の関心のある人権問題		
4 差別に対する考え方		差別に対する考え方 継
		身近な人権問題に関する考え方 新
8 風習等に対する考え方		風習等に対する考え方 継
9 同和地区出身者との結婚に対する意識		同和地区出身者との結婚に対する意識 継
10 能力以外の理由による採用に対する意識		能力以外の理由による採用に対する意識 継
		（近年人権問題）インターネットによる人権侵害への対応 新
5 同和地区出身者に対する意識		
6 同和地区出身者が意識していること		
		人権教育・啓発について
14 人権研修会・講演会等の参加経験の有無		人権研修会・講演会等の参加経験の有無 継
		啓発事業参加後の人権問題に関する理解の変化 継
15 参加した研修会等の主催団体		
16 人権問題について知った広報媒体		
17 効果的な人権啓発手法		効果的な啓発手法 継
		（人権問題解決のための方策）人権活動をしている者との出会い 新
		（人権問題解決のための方策）人権が尊重される社会づくりのための施策 新
20 府に対する意見・要望等		府に対する意見・要望等 継
		人権尊重の取組について
18 人権尊重のための法令等に関する認識		
19 人権教育国連10年の認知度		
		属性
21 性別		
22 年齢		年齢
23 職業		職業
24 住所地域		住所地域